令和2年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年5月11日(月)午後1:30~2:30

2. 場 所: 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏 名
会長	1 0	日向 將行
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
委員	7	荻沢 功
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

- 4. 欠席委員 (3人) 1番田守和人、2番長井進、4番工藤勉
- 5. 会議書記 事務局主事 服部 奨
- 6. 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第5号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理に ついて
- 日程第4 議案第11号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第5 議案第12号 令和元年度農業委員会活動の点検報告並びに令和2年度農業委員会 活動の目標とその達成に向けた活動計画の公表について
- 日程第6 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 日程第7 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第15号 農用地利用配分計画の承認について

(令和2年第5回5月の総会)

議長	本日の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回		
	新郷村農業委員会総会を開会いたします。		
	日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。		
	議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。		
	(異議なし)		
議長	異議なしと認めます。		
	それでは議事録署名委員には5番荻沢功君、並びに、7番谷地村久人君を指名いたし		
	ます。		
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。		
	諸般の報告については、配布のとおりでありますが、事務局より報告事項の朗読と		
	説明を求めます。		
	(諸般の報告について朗読と説明)		
議長	次に日程第3、報告第5号、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報		
	告書の受理についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。		
事務局	2ページをお開きください。		
	日程第3、報告第5号、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書		
	の受理について説明いたします。		
	このことについて、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別		
	紙のとおり受理したので報告いたします。		
	解除条件付きの賃貸借、使用貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3ヶ月		
	以内に農地等の利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。		
	令和元年度は㈱山の郷、青森農産㈱、셰平葭建設の3社から報告がありました。		
	農地の所在、地目、面積、作物の種類、生産数量などについては、㈱山の郷は3ペー		
	ジから6ページ、青森農産㈱は7ページから12ページ、예平葭建設は13ページから		
	17ページとなっております。		
	以上、報告を終わります。		
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。		
	(質疑意見なし)		
議長	質疑意見なしと認めます。		
	次に日程第4、議案第11号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期		
	報告についてを議題といたします。		
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。		
事務局	18ページをお開きください		
	日程第4、議案第11号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告に		
	ついてご説明いたします。		

農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定に基づき、農業委員会に報告すること となっています。 その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年事業年度の終了後3か月以 内と定められています。 よって今回は別紙のとおり、青森農産㈱から農地所有適格法人報告書の提出がありま した。 19ページ、20ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満 たしているものであります。 22ページから24ページに農地所有適格法人報告書の写し、25ページから31ペ ージに定款の写しを添付してありますので参考に願います。 以上で説明を終わります。 ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。 議長 (質疑意見なし) 質疑意見なしと認めます。 議長 これより、採決いたします。 議案第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。 (異議なし) 次に日程第5、議案第12号、令和元年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに 事務局 令和2年度農業委員会活動の目標(案)についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。 事務局 32ページをお開きください。 日程第5、議案第12号、令和元年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに令和2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。 農業委員会の適切な事務実施について、平成21年1月23日付け20経営第579 1号農水省経営局長通知に基づき、別紙の令和元年度点検・評価(案)並びに令和2年 度の目標とその達成に向けた活動計画(案)について農業委員会の決定を求めるもので す。 33ページをお開きください。 本案については総会承認後、村内の掲示場に告示、更に農業委員会のホームページに 1ヵ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について 農業委員会としての考え方を整理し、これを公表するとともに県を通じて東北農政局に 報告することになっております。 それでは、概要を説明します。 初めに33ページからは令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)となっております。

33ページに、1農業委員会の概要の状況について記載しています。

34ページに、2担い手への農地の利用集積・集約化について、活動内容実績等を記載しています。

35ページに、3新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、認定農業者の参入実績について記載しています。

36ページに、4遊休農地に関する措置に関する評価について、実績等を記載しています。

37ページに、5違反転用への適切な対応について、目標及び実績を記載してございます。

38ページから39ページに、6農地法等によりその権限に属された事務関する点検、39ページに、7地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、8事務の実施状況の公表等について記載しています。

これで令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の概要説明をおわります。

続いて41ページから43ページは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)となっています。

1の農業委員会の状況からはじまりまして、42ページの2の担い手への農地の利用 集積・集約化の目標は昨年同様となっています。

また、別紙平成28年11月10日付で定めました新郷村農業委員会農地等の利用の 最適化の推進に関する指針に沿った目標設定をしております。

3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、経営体の目標は資料に記載 のとおりです。

43ページからは4の遊休農地関する措置ですが、今年も昨年と同様の目標を掲げております。

5の違反転用への適正な対応についてですが、これは、農地法の違反転用に関する情報の周知徹底を図ることとしています。

以上で、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の概要説明をおわります。

なお、今回の総会で決定をしていただきましたら、44ページのとおり告示しますのでよろしくお願いします。

これで議案第12号の説明を終わります。

	<u> これで議系第12号の説明を終わります。</u>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。
	議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。

	よって、議案第12号は、原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第6、議案13号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
	ついてを議題といたします。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	4 5 ページをお開きください。
	日程第6、議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ
	いてご説明いたします。
	農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるも
	のです。
	今月の農地法第3の許可申請は、使用貸借の再設定が1件であります。
	議案第13号、受付番号第15号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給のた
	め、使用貸借権の再設定で設定期間は10年です。
	46ページに議案書の写し、47ページに農地法3条1項の調査書、48ページに許
	可申請書の写し、49ページに使用貸借契約書の写し、50ページに位置図を添付して
	ありますので、参考にしてください。
	なお、農業者年金受給のための再設定ですので、農地の状況調査は省略いたしまし
	た。
	以上、受付番号第15号について説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。
	議案第13号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、議案第13号は原案のとおり決定しました。
	次に日程第7、議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
	の承認についてを議題といたします。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	5 1 ページをお開きください。
	日程第7、議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
	について説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおりの農用地利用集
	積計画の決定について意見を求めるものです。
	整理番号2の10号について説明いたします。
	令和2年4月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求め
	られているものです。

今回の案件より、56ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するもの から受け手が決定している場合は一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になりま す。 その結果、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等 について、52ページの議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は7年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。 53ページは新郷村長からの協議文書、55ページは農用地利用集積計画公告一覧表 の写し、56ページに農用地利用集積計画の写し、54ページに青森農林業支援センタ 一から村長への農地の借り入れの協議文書の写し、57ページに位置図、58ページに 現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号2の10号の説明を終わります。 議長 ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めま す。 橋端 議案第14号の現地調査の結果を報告します。 議案第14号、整理番号2の10、受付番号第10号の申請地は田であります。 委員 申請地は所有者の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。 借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畑として借り出されるものであり、 周辺農地への支障は無いと思われます。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。 議長 ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。 (質疑意見なし) 質疑意見なしと認めます。 議長 これより、採決いたします。 議案第14号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) 議長 異議なしと認めます。 よって、議案第14号は原案のとおり承認することとしました。 次に日程第8、議案第15号、農用地利用配分計画の承認についてを議題といたしま す。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。 事務局 59ページをお開きください。 日程第8、議案第15号、農用地利用配分計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用配分計画書の 承認について意見を求めるものです。

議案第14号で承認をいただきました、利用権の設定に対する配分計画の受け手の承
認についてであります。
権利の設定を受けるものは59ページに記載してありますように、あおもり農林業支
援センターからの転貸で畑として使用し、野菜を栽培予定とのことです。
利用存続期間は7年で賃貸借契約です。
農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等
について、60ページ議案書記載のとおりであります。
また、61ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。
以上、議案第15号の説明を終わります。
ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか
(質疑意見なし)
質疑意見なしと認めます。
これより、採決いたします。
議案第15号、受付番号第13号を原案のとおり決定することにご異議ありません
か。
(異議なし)
異議なしと認めます。
よって、議案第15号、受付番号第13号を原案のとおり決定しました。
以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。
これをもって、令和2年第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議長

署名者

署名者